

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十一号

埼玉県統計調査条例（平成二十年埼玉県条例第六十号）第二条第二項の県指定統計調査の指定を次のように解除したので、同条例第三条第一項の規定により告示する。

平成三十年三月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

県指定統計調査である賃金実態調査の指定を解除する。